

議題提案制度の運用手続の流れ

□ 事務局→県民会議委員→事務局

- ・事務局から議題提案書を委員に送付（県民会議開催通知の別紙2として添付）
- ・委員は、県民会議において希望する議題がある場合は、開催〇〇日前までに議題連絡票に記入し、事務局宛てに提出

■ 事務局→四者協議会（座長、副座長、専門委員会（施策調査、市民事業）委員長）

- ・四者協は、提案された案件について議題として取り上げるかどうか審議

■ 四者協議会→事務局

- ・四者協議会の審議結果に基づき、議題として
 - ①取り上げる場合 ⇒ 会議資料（次第等）に記載、反映
 - ②取り上げない場合 ⇒ 取り上げない旨、提案した委員に対して文書により通知

■ 県民会議

- ・議題として
 - ①取り上げる場合 ⇒ 県民会議として審議、意見交換
 - ②取り上げない場合 ⇒ 提案委員の希望がある場合は、事務局から全委員宛てに情報提供（議題連絡票を電子メール等により送付）